

保健当局間での協力関係の構築

- 我が国の医療の国際展開に向け、厚生労働省と新興国等の保健省との協力関係の構築を推進
 - 各国のニーズに合わせて、
 - ① 日本の経験や知見の共有、相手国の医療・保健分野の政策形成の支援
 - ② 医療技術、医薬品及び医療機器に関連する人材の交流・育成
- などをテーマとして、協力覚書を締結。

医療・保健分野における協力覚書

2013年8月以降、厚生労働省は以下の28か国と覚書の署名を行っている。
(直近では2020年11月キューバと署名)

アジア

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、インド、フィリピン、タイ、シンガポール、マレーシア、モンゴル、ブルネイ、中国

欧州、中東

バーレーン、トルクメニスタン、トルコ、カタール、イラン、ロシア、サウジアラビア、デンマーク、フィンランド、ベラルーシ、リトアニア、イタリア

北中南米

メキシコ、ブラジル、アメリカ、キューバ